

# 郡山市家族介護支援事業実施要綱

平成12年4月1日制定  
平成18年4月1日一部改正  
平成21年5月1日一部改正  
平成24年4月1日一部改正  
平成27年4月1日一部改正  
令和2年5月18日一部改正

## 【保健福祉部地域包括ケア推進課】

### (目的)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45第3項第2号の規定に基づき、家庭において家族を介護する者がより安心して介護ができるよう介護の知識・技術の習得及び外部サービスの適切な利用方法の習得をすることにより、介護している家族を支援し、介護負担の軽減を図ることを目的とする。

### (実施主体)

第2条 この事業の実施主体は郡山市とする。ただし、市長は、この事業を適切な運営が確保できる社会福祉法人等に委託することができる。

### (利用対象者)

第3条 この事業の利用対象者は、市内に住所を有する要介護被保険者を介護する者やその支援者、又は市内に住所を有する者で要介護被保険者を現に介護する者、並びに特に受講を希望する者（以下「家族介護者等」とする。）とする。

### (事業内容)

第4条 この事業の内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 家族介護者等に対する介護知識・技術の習得
- (2) 家族介護者等の健康づくりについての知識・技術の習得
- (3) 外部サービスの適切な利用法の習得
- (4) 家族介護者等相互の交流
- (5) その他介護実習・普及に関すること

### (利用料)

第5条 利用料は、無料とする。

### (委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成21年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年5月18日から施行する。